

八幡浜市事前復興計画策定支援業務仕様書

1. 業務名

八幡浜市事前復興計画策定支援業務

2. 目的

近い将来発生が予見される南海トラフ巨大地震等の自然災害による被害の軽減を図るとともに、発災後の復興を適切かつ迅速、円滑に実施するための「八幡浜市事前復興計画」の策定にあたり、八幡浜市事前復興計画策定支援業務(以下「本業務」という。)の委託に係る仕様等について、必要な事項を定めるものとする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和12年3月29日(金)までとする。

4. 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。ただし、最低限の内容を示すものであって、企画提案等の内容、市及び受託者との協議等によって、業務の内容及び仕様等を変更することがある。

(1) 計画準備

- ①本業務を円滑に実施するため、必要な情報、資料等を収集及び整理する。
- ②実施方針や作業工程を整理し、全体スケジュールを作成するとともに、必要な作業体制をとる。

(2) 関連する計画や施策等との整合性及び整理

八幡浜市総合計画、八幡浜市地域防災計画、八幡浜市地域強靱化計画、南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針等の関連する計画等と整合性を図るための整理とあわせて、関連する施策や留意すべき事項等について検討する。

(3) 職員研修等の実施の支援

- ①事前復興及び事前復興計画に関する職員の意識の醸成と啓発を図るための職員研修等の実施について支援する。
- ②管理職及び職位に応じた研修の実施について検討する。
- ③研修の実施方法について、研修対象者に応じた実施体制、実施内容、実施回数とするなど、効果的な研修の実施について検討及び支援する。

(4) 庁内検討会議、職員プロジェクト会議の開催及び運営支援

- ①各会議における各種検討事項の整理及び会議の開催及び運営支援を行う。

- ②各会議は、対象の範囲、開催方法等について、各種検討事項の議論がより効果的に行われる手法とする。
- (5) 事前復興計画【復興プロセス編】の作成
- ①庁内検討会議及び職員プロジェクト会議の議論に基づき、「事前復興計画【復興プロセス編】」の素案を作成する。
- ②その内容は、「えひめ事前復興推進指針」に基づくものとし、本市における事前復興の取り組みを推進するための指針及び復興に取り組む際の行動指針として定めるものとする。
- (6) 事前復興計画【復興ビジョン編】の作成
- ①庁内検討会議及び職員プロジェクト会議の議論に基づき、「事前復興計画【復興ビジョン編】」の素案を作成する。
- ②その内容は、「えひめ事前復興推進指針」に基づくものとし、災害発生後に策定する大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)に基づく復興計画に記載が必要な事項を踏まえたものとする。
- なお、復興ビジョン編の作成にあたっては、八幡浜市総合計画や八幡浜市都市計画マスタープラン、八幡浜市立地適正化計画等との整合性に留意し、防災についてもまちづくりであるという視点に立脚して作成する。
- (7) 地域ワークショップ(以下「地域WS」という。)の運営支援
- ①南海トラフ巨大地震による被害の発生が想定される旧八幡浜市街地、旧保内町市街地、南部海岸線地区、山間部地区において、モデル地区を1つ以上選定し、復興デザイン等の検討を行う地域WSの開催及び運営支援を行う。
- ②幅広い世代の住民の参画が得られるとともに、ファシリテーターとして外部機関の参画を得るなど、効果的な地域WSとなるよう検討する。
- (8) 事前復興まちづくり計画の作成
- ①事前復興計画に基づき、(7)のモデル地区を対象とした「事前復興まちづくり計画」の素案を作成する。
- ②その内容は、大規模な災害が想定され、復興に当たり面的な整備が必要となる地域や集落を対象に作成する。
- (9) 八幡浜市事前復興計画策定委員会(以下「委員会」という。)の運営支援
- ①庁内検討会議(職員プロジェクト会議を含む)及び地域WSにおける議論とあわせて、関係機関や学識者、地域の代表等が参画した委員会の開催及び運営支援を行う。
- ②委員会の開催方法及び回数など、より効果的な委員会となるよう協議する。

(10) 防災教育等の支援

市内小中学校、高等学校等における本業務又は事前復興計画に係る防災教育等の実施に関し支援を行う。

(11) 協議記録の作成及び提出

①上記の各種会議等の協議記録を作成し、提出すること。

②協議記録の作成及び提出は、次の内容及び回数を各年度の基本とするが、各種会議の開催状況等によっては、この限りではない。

ア 初回打ち合わせ 1回

イ 中間打ち合わせ 5回

ウ 最終打ち合わせ 1回

5. 成果品

本業務の最終年度時は、業務完了報告書とあわせて、下記のとおり成果品を提出することとし、各年度における成果品は、各年度毎の実績とする。

①八幡浜市事前復興計画【復興プロセス編】 A 4冊子20部

②八幡浜市事前復興計画【復興ビジョン編】 A 4冊子20部

③八幡浜市事前復興計画【復興まちづくり計画】 A 4冊子20部

④上記①、②、③の電子データ 一式

⑤各種会議の議事録・記録等 一式

6. その他

(1) 本業務は、八幡浜市契約規則(平成17年八幡浜市規則第45号)に基づき、契約を履行する。

(2) 受託者は、本業務を円滑に遂行するために、逐次、担当者と打ち合わせを行わなければならない。

(3) 本仕様書に記載されていない事項であっても、本業務遂行上必要と認められるものについては、担当者と協議のうえ決定すること。

(4) 本業務には、十分な経験と知識を有する者の配置により行うこと。

(5) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(6) 受託者は、本業務の遂行上個人情報を取り扱う場合は、八幡浜市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年八幡浜市条例第20号)、その他の関係法令等を遵守し、適正に取り扱うこと。

(7) 本業務の成果品等の所有権及びすべての著作権は、成果品とともにすべて八幡浜市に帰属する。

(8) 本業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見

された場合は、速やかに担当者が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とすること。

- (9) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、八幡浜市及び受託者が協議のうえ定めるものとする。